

保護者の皆さまへ

茨木市 こども育成部
保育幼稚園総務課長 中路 洋平

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

日ごろは、本市教育・保育行政にご協力をいただきお礼申し上げます。

標記の件につきまして、国の新型コロナウイルス感染症の陽性者に対する療養期間等の変更に伴い、今後の陽性者等の自宅待機期間は下記のとおりとなります。

つきましては、変更点についてご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 陽性者（有症状）の自宅待機期間（変更点）

【変更前】

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した日（11日目解除可能）

【変更後】

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した日（8日目解除可能）

※変更時点で陽性者である者も含みます

※変更後も10日間が経過するまでは、検温などの健康観察をお願いします

※7日間経過時点で入院している場合は、10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除となります

2 陽性者（無症状）の自宅待機期間

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に自粛の解除を可能とします（従来と変更なし）

（問い合わせ先）

茨木市こども育成部保育幼稚園総務課

担当：江濱・村井

電話：072-655-2753（直通）